

第4次三鷹市基本計画策定に関する基本的方向（討議要綱）

平成 23 年6月

三鷹市

目 次

はじめに～第4次基本計画策定に関する基本的方向（討議要綱）について

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 基本構想と第4次基本計画について	1
2 計画期間	2
3 第4次基本計画と個別計画について	2
4 市民参加と策定のステップ	4

第2章 計画策定の前提・背景

1 第3次基本計画（第2次改定）の達成状況	5
2 計画策定の背景（7つの潮流と施策の方向）	5

第3章 計画の基礎

1 人口動向と計画人口	10
2 財政見通し	11

第4章 主要課題の設定

1 最重点・重点プロジェクトの見直しとあり方	12
2 都市空間整備の基本的な考え方の方向性	14

第5章 各施策の取り組みの方向性

17

はじめに～第4次基本計画策定に関する基本的方向（討議要綱）について

この第4次三鷹市基本計画策定に関する基本的方向（討議要綱）は、計画策定に向けた考え方や基本的方向性を市民の皆さんにお示しし、今後の第4次基本計画の「骨格案」や「素案」の作成に向けたステップとして取りまとめたものです。

この討議要綱の作成に至るまで、第4次基本計画の策定に向けて、これまで以下のような取り組みを進めてきました。

まず、策定過程における市民参加を含めた第4次基本計画のあり方の検討については、平成20年7月に市とNPO法人三鷹ネットワーク大学推進機構が共同設置した「三鷹まちづくり総合研究所」に「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会（座長＝中村陽一立教大学教授）」を置き、研究会では、住民協議会、まちディスプレイ、みたか市民協働ネットワークなど、関係市民団体とのヒアリングと意見交換を行って平成22年1月に提言を取りまとめました。

次に、この提言を踏まえて、平成22年3月に「第4次基本計画及び個別計画の策定等に関する基本方針」を策定し、第4次基本計画のあり方とともに、平成22年度から23年度にかけて取り組みを行う市民参加の進め方を決めました。

この方針に基づき、平成22年度には、「まち歩き・ワークショップ」によるコミュニティ住区ごとのまちづくり提案、各市民会議・審議会における課題の検討・提案、市民意向調査や団体意向調査などを実施してきました。本討議要綱は、これらのステップを踏まえて取りまとめられたものです。

今後、討議要綱を第4次基本計画や個別計画策定の検討資料として活用し、市民参加と職員参加をさらに進め、次のステップである「骨格案」や「素案」の策定につなげていきたいと考えています。

第1章 計画策定の基本的な考え方

1 基本構想と第4次基本計画について

基本計画は、基本構想に示された課題に取り組み、その基本目標等を実現することを目的としたもので、計画的な行財政運営の指針となるものです。

平成27年を「概ねの目標年次」としている現行の三鷹市基本構想（平成13年9月市議会議決）については、その基本理念、基本目標及び高環境・高福祉のまちづくりを進める8つの柱と31施策に掲げる取り組みの方向性等について引き続き有効であると考え、今回、新たな基本構想の策定は行いません。その目標年次までは、新たに策定する第4次基本計画の目標、体系等については現行基本構想を踏まえたものとします。

2 計画期間

第4次基本計画のあり方については、三鷹まちづくり総合研究所「第4次基本計画と市民参加のあり方に関する研究会」の提言も踏まえ、その計画期間を従前の10年から12年とし、具体的な計画期間は平成23年度(2011年)から平成34年度(2022年)とします。また、改定の時期も首長の任期と連動させて4年毎とするとともに、並行して改定を行う24の個別計画についても基本的に同様の仕組みとします。

年度(平成)	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
	○				○				○			
	第4次基本計画											
	前期				中期				後期			

○は市長選挙

3 第4次基本計画と個別計画について

各施策の個別計画についても法令等の定めがあるものを除き基本計画と目標年次を合わせているため、第4次基本計画と24の個別計画の改定や策定を同時並行的に進めることとなり、これは、三鷹市として初めての取り組みとなります。

このことは、基本計画と個別計画の関連と役割分担を一層明確にする好機であり、第4次基本計画の策定とともに改定や策定を行う個別計画については、その体系や主要事業等について基本計画との整合・連動を図るものとします。そのうえで、基本計画では、施策の課題と取り組みの方向、事業の体系と重点課題等を明らかにし、一方、個別計画では、基本計画の体系に基づく各事業の目標、スケジュール及び詳細な取り組み内容等を掲載することによって、基本計画と個別計画の機能的な役割分担を図るものとします。

■第4次基本計画と同時に策定や改定を行う個別計画一覧

No.	部	計画名称
1	企画部	行財政改革アクションプラン 2022
2		男女平等行動計画 2022
3		地域情報化プラン 2022
4	総務部	地域防災計画
5		事業継続計画（震災編）
6	生活環境部	環境基本計画 2022
7		地球温暖化対策実行計画（第3期）
8		ごみ処理総合計画 2015（改定）
10		産業振興計画 2022
9		農業振興計画 2022
11	健康福祉部	健康福祉総合計画 2022
12		第3期障がい福祉計画
13		第五期介護保険事業計画
14	都市整備部	土地利用総合計画 2022
15		三鷹風景・景観づくり計画 2022
16		緑と水の基本計画 2022
17		バリアフリーのまちづくり基本構想 2022
18		第9次交通安全計画
19		地域公共交通総合連携計画 2022
20		公共施設維持・保全計画 2022
22	教育部	教育ビジョン 2022
21		教育支援プラン 2022
23		みたか生涯学習プラン 2022
24		みたか子ども読書プラン 2022

※計画名はいずれも仮称です。

4 市民参加と策定のステップ

① 計画策定における市民参加の基本的な方向性

第4次基本計画は、首長の任期との連動を図り、首長のマニフェストを反映させる仕組みとしていますが、首長のマニフェストだけで基本計画や個別計画が作られるものではありません。マニフェストに示されている政策の基本的方向性に加えて、多様化し変化する市民のニーズ等を不断に反映するために、市民参加の機会を多様に設定します。

これまで三鷹市は、自治基本条例とその参加と協働の精神に基づく、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営・公開やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式などの実施により「参加と協働の日常化」が推進されてきました。第4次基本計画策定における市民参加のあり方は、このような「多元的・多層的」な参加方式を用いるものです。

そこで、第4次基本計画策定における主な市民参加として、①コミュニティ住区における市民参加、②市民会議・審議会等における市民参加、③まちづくりディスカッションによる市民参加、④パブリックコメント、アンケート調査による市民参加などを実施します。

平成22年度末までの取り組みとして、計画策定の際に市民の検討に必要な情報を取りまとめた「三鷹を考える論点データ集」「三鷹を考える基礎用語事典」の作成、「まち歩き・ワークショップ」によるコミュニティ住区ごとのまちづくり提案、各市民会議・審議会における課題の検討・提案、そして市民意向調査と団体意向調査などを実施しました。

そして平成23年度は、次の3つのステップによる市民参加への取り組みを行います。

② 平成23年度の具体的な市民参加の取り組み

第1ステップ

討議要綱による市民参加（6月～）

第4次基本計画策定に関する基本的方向（討議要綱）を広報みたかや市ホームページに掲載し、市民の皆さんのご意見を募集します。また、市民会議・審議会等に討議要綱をお示しし、多方面からの意見を求めます。

第2ステップ

骨格案による市民参加（9月～）

討議要綱についての意見募集などで寄せられたご意見等を踏まえ、施策の体系、重点事業の選択、各章の基本的考え方、主要事業を示した第4次基本計画の骨格案を提示します。市民参加の手法としては、広報の特集号によるアンケート調査、まちづくり懇談会、そして個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリ

ックコメント手続条例に基づく骨格案のパブリックコメントなどを実施します。

さらに骨格案の最重点プロジェクト等からテーマを選定し、2日間をかけて「まちづくりディスカッション」を開催します。

第3ステップ

素案による市民参加（12月～）

骨格案への意見を踏まえた全文が掲載された第4次基本計画の素案を提示します。市民参加の手法としては、広報の特集号の発行、まちづくり懇談会の開催、個別の市民会議・審議会等に対する意見聴取やパブリックコメント手続条例に基づく素案のパブリックコメントを実施します。

第2章 計画策定の前提・背景

1 第3次基本計画（第2次改定）の達成状況

第3次基本計画（第2次改定）の達成状況としては、計画期間の達成目標を明示している主要事業275事業のうち、達成が240件、一部達成が30件、未着手は5件となっており、約9割の達成率となっています。

未達成の事業で、引き続き取り組みを進める事業は、第4次基本計画へ掲載し、確実な取り組みを進めることとします。

2 計画策定の背景（7つの潮流と施策の方向）

(1) 東日本大震災の発生と危機管理意識の高まり

平成23年3月11日に未曾有の被害をもたらした東日本大震災は、多くの人命と財産を奪い、人々に深い悲しみと痛みをもたらしました。三鷹市においても震度5弱を記録し、公共施設や家屋等の一部に被害が生じたほか、計画停電や放射性物質に対する不安など市民生活に大きな影響をもたらしました。また今後、マグニチュード7程度の地震が30年以内に南関東で発生する確率は、70%程度といわれています。

東日本大震災によって市民の危機管理に対する意識は非常に高まりましたが、震災の教訓は速やかに活かされなくてはならず、自治体の役割としても、市民への適切な情報伝達、飲料水・生活用水の提供、学校・保育園等における保護者との緊急連絡、避難所における避難者・必要物資に関する情報収集、車両・自家発電用燃料の確保、帰宅困難者対応など多岐にわたります。

また近年では、地震の他にも、都市型水害をもたらす、いわゆるゲリラ豪雨、新型インフルエンザ、食品偽装、振り込め詐欺や子どもを狙った犯罪の発生など、私たちの生活の安全安心を脅かす多くの事件・事象が発生しています。

このように自然災害から感染症等に至るまで、起こり得る多様な事態に対し、迅速かつ確実に対応するために、市民の防災力と行政の危機管理能力の向上が求

められています。

(2) 公共施設の更新時期の到来

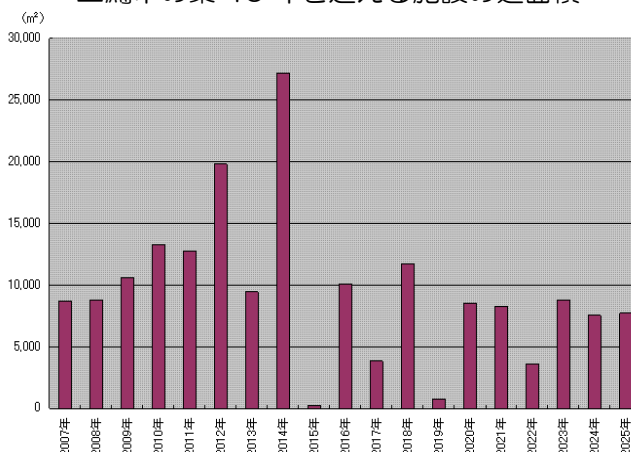
三鷹市においては、築 40 年を迎える施設の延面積が、平成 26 年（2014 年）にピークに達し 25,000 m²を上回ります。その後も毎年、ほぼ 10,000 m²近い水準で公共施設が築 40 年を迎えることになります。

このような状況に対し、三鷹市では、平成 21 年 3 月に策定した「都市再生ビジョン」を踏まえ、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業など公共施設の効果的な維持・保全・活用に向けた取り組みを進めてきました。また、安全安心の視点からも、小中学校やコミュニティ・センターなどの公共施設の耐震化にも積極的に取り組んできました。

今後も公共施設の耐震化を進める一方、施設データベースの整備、公共資産の管理体制の整備を図り、公的不動産

の合理的な所有や利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」（PRE－パブリック・リアル・エステート）の確立を図り、市が保有する不動産の合理的な利活用を進めることが必要です。また、市財政が厳しい状況のなか、ファシリティ・マネジメントの視点を重視した施設更新のあり方を検討することが求められています。

三鷹市の築 40 年を迎える施設の延面積



さらに東日本大震災によって、公共施設だけでなく、民間建築物の耐震化の重要性も再認識されています。木造密集地域や緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化などが重要な課題となっています。

(3) 地域に暮らす人々の「共助」の仕組みづくり

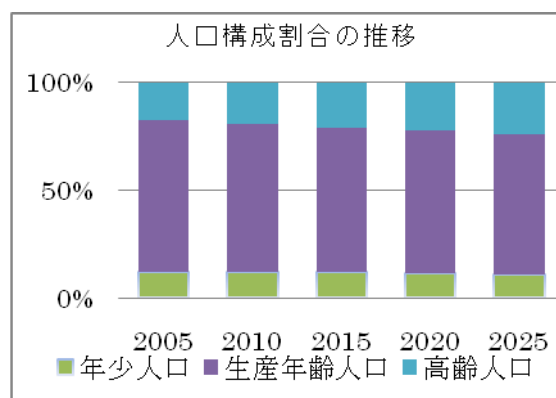
近年急速に少子高齢化が進み、高齢者の単身世帯が増加する中で、「無縁社会」というメディアの表現に象徴されるように、地域での人々のつながりの希薄化や空洞化が進行する傾向にあります。男女共に平均寿命が長い傾向にある三鷹市でも、高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯が増加する傾向にあります。また、核家族化が定着し、子育ての知恵が伝承されにくい環境の中で子育てをしている若い世代が一般的になっています。従来、家族、地域、会社で担ってきた、いわば目に見えない社会保障は、これまでの機能を失いつつあります。

そこで、少子高齢化が進展する地域において、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みが重要になっています。また、東日本大震災を通して、困った時は助け合う「共助」の仕組みや助け合いの精神などの「ソーシャル・キャピタル（社会的資本）」の重要性が再認識されています。

三鷹市では「コミュニティ創生」の取り組みの一環として、住民協議会をはじめとする地域の市民、関係団体等が連携してネットワークを形成し、地域での課題解決に向けて協働して取り組む地域ケア推進事業を展開してきましたが、全市展開に向けた取り組みと事業内容のさらなる充実が求められます。さらに、高齢者や子育てをしている若い世代のほかに、障がい者、求職者、低所得者、そして社会的に孤立状態にある人への支援を含めた広義のセーフティネットの構築に向けた取り組みが自治体や地域社会に求められています。また、世代間コミュニケーションの再構築により、3世代、4世代が交流し生活できるような、「みんなが一緒にいる」まちづくりが求められています。

（4）進展する高齢化への対応

本市における急速な高齢化の進行と生産年齢人口の減少は、市財政の歳入と歳出の両面に大きな影響を及ぼすことが予想されます。市はこれまで、高齢化の進展する中で、必要なサービスが必要な人に確実に届くよう、福祉サービスの充実に努めてきました。



今後は来るべき人口減少時代も視野に入れて、高齢者も含めた様々な世代の市民が生きがいを持って暮らせるよう、それぞれが持つ知識や経験を活かし、能力を発揮しながら活躍できるような施策の取り組みが一層求められます。例えば、三鷹市はこれまで SOHO 支援事業を先駆的に進めてきましたが、今後、主婦（夫）やリタイアした高齢者が支援を受けて起業すれば、実質的な生産年齢人口の増加となり、財政面への影響とともに、社会的・地域的課題解決への効果も期待される重要な取り組みとなると考えられます。

同時に、医療との連携強化、介護サービスの充実、高齢者の住まいの整備、バリアフリーの推進など、高齢者の日常生活を支える都市機能の強化も重要であり、住み慣れた地域社会の中で安全で安心な老後生活を過ごすことができる、「理想の長寿社会」の実現が求められています。

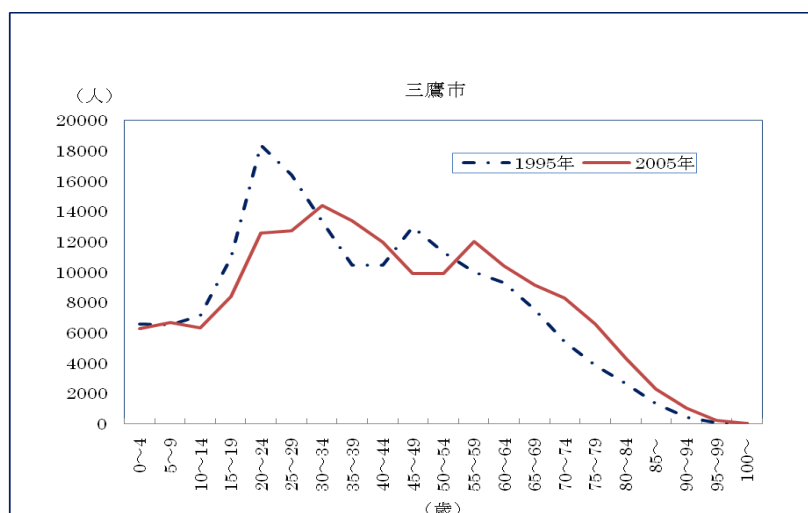
(5) 子育て支援施策の拡充と生産年齢人口層の市民に選ばれるまちづくり

長引く景気の低迷などの影響もあり、女性の就労・共働き夫婦の増加に伴い保育園や学童保育所での保育ニーズは高まる一方です。また、少子化・核家族化、地域との結びつきの希薄化が進み、育児への不安の解消、地域での子育て支援など、在宅の子育て支援が求められています。

三鷹市では、これまで民間活力の導入などにより平成 15 年 4 月から平成 23 年 4 月までに約 800 人の保育可能人員の拡大を図ってきましたが、引き続き、保育所等待機児童の解消に取り組むとともに、すべての子育て家庭及び子どもや若者を視野に入れた多様な支援サービスの提供に向けて、子ども家庭支援センターの強化、児童館機能の充実などを図ることが大切です。

平成 7 年（1995 年）と平成 17 年（2005 年）の国政調査における市の人口構成を比較すると、10 年の間に 10 代から 30 代までの世代が大きく減少しています。未来の三鷹のまちづくりを担う子どもたちを育み、また若い世代に住みたいと思われるまちを創るためにも、保育施策を始めとした子育て支援施策や、教育施策の更なる拡充が必要です。

さらに、少子高齢化と人口減少時代においては、企業誘致や優良な住宅開発の誘導とともに、選ばれる・魅力あるまちづくりを進めて生産年齢人口層の市民の増加を図ることが、市の財政力と人財力の維持・向上のためにも重要です。



三鷹市の近年の年齢階級別人口の推移

(6) 低炭素都市、持続可能なサステナブル都市への転換

平成 9 年に開催された地球温暖化防止京都会議において、日本の温室効果ガス排出量を平成 20 年（2008 年）から平成 24 年（2012 年）までに平成 2 年（1990 年）レベルから 6%削減するという目標が決められましたが、排出量は、現在もこの基準を上回ったまま推移しています。

将来世代に地球温暖化などの影響を及ぼさないためにも、低炭素社会、資源循環型社会への転換が必要です。震災と原子力発電所の事故による電力不足によって、人々の省エネルギーへの意識が高まっている機会を捉えて、事業者だけでなく個人のライフスタイルの転換も含めた取り組みを進めていく必要があります。

省エネルギーへの取り組みと再生可能エネルギーの利用拡大、環境負荷の少ない公共交通機関の整備や快適な歩行・自転車走行空間の整備など、次代の環境都市へとつながる新たな環境施策の展開が求められています。

さらに、「環境問題」「経済の活性化」「社会問題の解決」など三つの要素について個別ではなく、すべてを「統合的」に包含して、持続可能な都市・「サステナブル都市」を目指す EU の都市の政策も参考にして、後世に環境や財政悪化のツケを残さない、三鷹独自のサステナブル政策も必要となっています。

(7) 協働領域の拡大と民学産公による協働のまちづくり

第 3 次基本計画の策定以降、市民協働センターを開設し、自治基本条例を制定するとともに、無作為抽出の公募委員方式による市民会議・審議会の運営やパブリックコメント制度、パートナーシップ方式など各種の自治・分権の制度や仕組みの具体化を進めてきました。その結果、市民会議・審議会の活性化や計画等の推進体制の強化が進むなど、「参加と協働の日常化」が推進され、市政を着実に前進させつつあります。今後もこの多元的、多層的な市民参加の手法を重視した取り組みを推進する必要があります。

協働領域が拡大するなか、住民協議会や町会・自治会等の地域自治組織の活動支援やコミュニティ・スクールの充実・発展など、今後もコミュニティの視点を基礎に置きながら、市域全体としての視点からも地域の人財、情報、歴史、文化、自然環境、民間活力などのあらゆる資源を活用することが必要です。

また、まちの活力を高めるため、㈱まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構、みたか都市観光協会、市民協働ネットワーク、花と緑のまち三鷹創造協会等や、多様な団体との民学産公が連携した参加と協働のまちづくりをさらに強化することや、福祉、環境、まちづくりなどの課題に応じた市民団体・NPO との連携も重要になっています。

さらには、東日本大震災によって、自助・公助・共助による、連携と協働による防災都市づくりの重要性が改めて認識されています。

第3章 計画の基礎

1 人口動向と計画人口

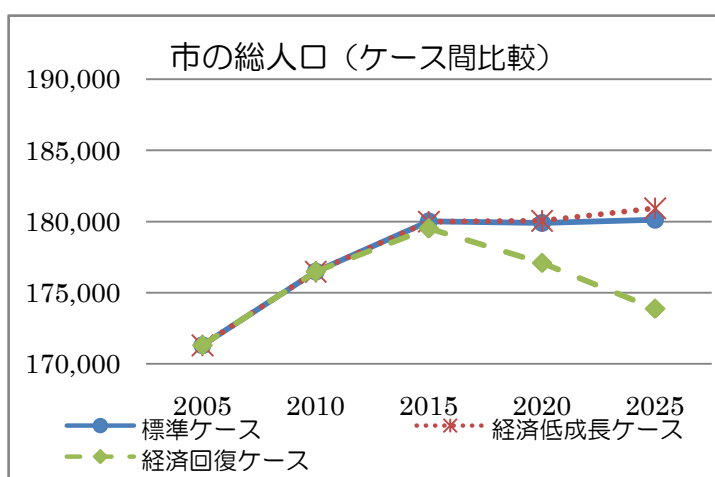
三鷹市の今後の人口構成の変化としては、「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書（平成 23 年 3 月）」の人口推計によると、住民基本台帳ベースでは、平成 22 年度（2010 年度—平成 23 年・2011 年 1 月 1 日現在、以下の表記も同じ）値の高齢者人口（65 歳以上）は 33,943 人ですが、平成 37 年度（2025 年度）には、この約 1.25 倍の 42,525 人となり、8,582 人の増加が見込まれています。高齢者の構成比率は、19.2%から 23.6%に達すると予測されています。

一方、平成 22 年度（2010 年度）の年少人口（15 歳未満）は 21,600 人で、平成 27 年まで微増した後減少に転じ、平成 37 年度（2025 年度）には、19,198 人となり、人口割合も 12%台から 10%台に低下すると予測され、少子高齢化が顕著になっています。

また、日本全体の人口は平成 19 年（2007 年）から減少基調に転じていますが、同長期予測の推計によると、平成 22 年度（2010 年度）現在で 176,471 人であった市の総人口は、モデルの「標準ケース」では平成 27 年度（2015 年度）は 18 万人を超え、以後は、ほぼ横ばいで平成 32 年度（2015 年度）は 179,888 人、平成 37 年度（2025 年度）は 180,115 人と予測されています。

しかし、同推計モデルにおける経済状況の他のケース設定（経済回復ケース）においては、平成 27 年度（2015 年度）は 179,511 人、平成 32 年度（2015 年度）は 177,088 人、そして平成 37 年度（2025 年度）は 173,873 人と 175,000 人を下回る推計値も出されています（三鷹市においては景気が低迷し地価が下がる状況の方が、人口が増加する傾向にあります。）。

そこで第 4 次基本計画においては、これまで続けてきた人口増加を前提とした計画とするのではなく、将来、確実に訪れる人口減少時代を見据え、着実な計画行政を推進するために、「計画人口」を「概ね 175,000 人」とします。一方で、当面の人口増加に対応した都市施設等の整備も進める必要があるため、「計画人口」の他に計画期間内の「想定人口」を「概ね 18 万人」として、「成長管理」によるまちづくりの推進を図るものとします。



2 財政見通し

(1) 財政見通しと財政フレームのあり方

平成 22 年度予算では、平成 20 年秋のアメリカ合衆国を起点とした世界的な経済危機の影響により、三鷹市の歳入の根幹である個人市民税が大幅に落ち込むなど、危機的な事態に直面しました。その後も、市税収入の顕著な回復が見込めない中、社会保障関係費の伸びが見込まれており、依然として厳しい財政状況にあります。

平成 23 年 1 月に閣議決定された「平成 23 年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度～新成長戦略実現に向けたステップ 3 へ～」では、経済成長率を実質 1.5%、名目 1.0%程度と見込み、景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むと見込まれていました。しかし、東日本大震災の影響により、個人消費や設備投資が落ち込み、経済成長率が下方修正されるなど、今後の景気動向は不透明な状況にあります。

こうした厳しい財政状況の中で、順次、更新時期を迎える老朽化した公共施設等の更新・再配置に計画的かつ適切に対応していく「都市再生」、住民同士の「支え合い」による新たな「共助」の仕組みとも言うべき「コミュニティ創生」など、事業の重点化を図っていく必要があります。一方、行財政改革の一環として「事務事業総点検運動」に取り組んでおり、サービスの質の向上を図りつつ、事業を徹底的に見直し「行政のスリム化」を進めています。

そこで、第 4 次基本計画の策定にあたっては、このような施策の「重点化」と「スリム化」をいわば車の両輪とするとともに、これまでのような人口増加による税収の増を前提とせず、「低成長時代」における緊縮財政を常に想定する計画とします。

また計画の「財政フレーム」は、平成 23 年度予算を基礎に今後の景気動向を見据え、市税等の推計を行いながら設定しますが、従前のような長期にわたる計画期間の財政フレームを設定することは、特に東日本大震災以降においては非常に困難であると考えます。そこで計画前期の 4 年間については、「主要事業」等を含めた歳出と、それに対応をした歳入を推計して「財政フレーム」を明らかにしますが、計画の中期と後期については、経済状況等の変化に柔軟に対応し、財政状況を踏まえ、適宜見直しを行う「財政の見通し」として位置付け、計画に掲載した事業も必要かつ柔軟な見直しを行います。特に、震災や原発事故が今後の経済や市の財政に及ぼす影響に注視し、的確な対応を図ることとします。

なお、市税等の推計にあたっては、「三鷹将来構想検討チーム報告書（平成 22 年 6 月）」や「計量経済モデルによる三鷹市経済の長期予測報告書」なども参考にして推計を行うものとします。

(2) 主要な財政目標の設定

市は、健全な財政運営を行うため、具体的な数値目標を次のとおり設定し、第4次基本計画策定に取り組むものとします。

次の「経常収支比率」、「公債費比率」、「実質公債費比率」及び「人件費比率」の4指標は、自治体経営の上で地方財政の健全性を判断するための重要な指標とされています。行財政改革の徹底を通して、収入と支出のバランスのとれた、安定した行財政運営の推進を図ります。

経常収支比率	概ね80%台を維持（万が一の場合90%台前半に抑制）
公債費比率	概ね10%を超えないこと
実質公債費比率	概ね7%を超えないこと
人件費比率	概ね24%を超えないこと

第4章 主要課題の設定

1 最重点・重点プロジェクトの見直しとあり方

(1) 「選択と集中」によるプロジェクトの重点化

第3次基本計画（第2次改定）では、下記のように7つの最重点プロジェクトと5つの重点プロジェクトを設定し、これまで重点的な取り組みを進めてきました。しかし、第4次基本計画策定の背景で述べたように、今後、市の厳しい財政状況や東日本大震災の発生も踏まえ、「選択と集中」によるプロジェクトや施策の一層の重点化が必要であると考えます。

そこで、次項のとおり、「都市再生」と「コミュニティ創生」の2つを「最重点プロジェクト」とし、それを支える「参加と協働」と「行財政改革」の2つを「政策の基礎」と位置づけるとともに、「危機管理」を「緊急プロジェクト」として、これらを主要課題として展開するものとします。

第3次基本計画（第2次改定）における最重点・重点プロジェクト（参考）

《7つの最重点プロジェクト》

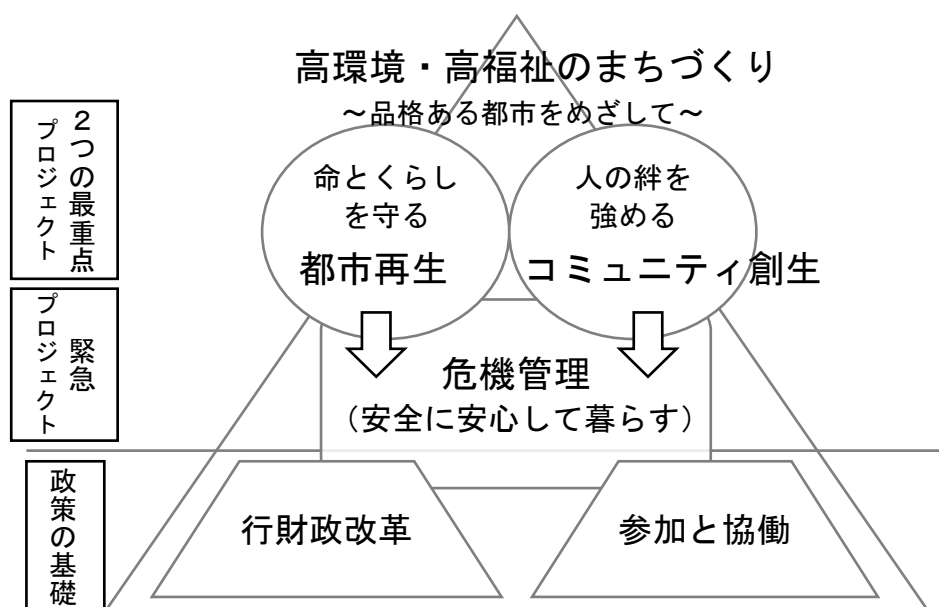
- (1) すべての人が心安らかに暮らせる、安全安心のまちづくりプロジェクト
- (2) いつまでも元気で心ゆたかに生活できる地域をめざす、地域ケア推進プロジェクト
- (3) 安全・快適・便利を未来につなげる、都市の更新・再生プロジェクト
- (4) すべての人がいきいきと暮らせる、バリアフリーのまちづくりプロジェクト
- (5) 健やかに育ち笑顔がきらめく、子ども・子育て支援プロジェクト
- (6) とともに信頼し責任を担う、協働のまちづくりプロジェクト
- (7) いのち・しごと・くらしが輝く、ユビキタス・コミュニティ推進プロジェクト

《 5つの重点プロジェクト》

- (1) 地域のあらゆる資源を活かして進める、活性化推進プロジェクト
- (2) ふるさと三鷹の自然と文化をつなぐ、緑と水の回遊ルート整備プロジェクト
- (3) 地球環境を保全し、持続可能な社会をめざす、循環型社会形成プロジェクト
- (4) 学びと参加の仕組みをつくる、三鷹ネットワーク大学プロジェクト
- (5) 健康長寿社会を実現する、健康・スポーツの拠点づくりプロジェクト

(2) 2つの「最重点プロジェクト」と「緊急プロジェクト」の主な取り組み

2つの「最重点プロジェクト」と「緊急プロジェクト」のイメージ



「最重点プロジェクト」

① 成熟した都市の質的向上を目指す、「都市再生」プロジェクト

- ◇ 東京多摩青果（株）三鷹市場跡地を活用した安全安心と健康長寿のまちづくりの拠点として、災害時の一時避難場所となる防災公園、スポーツ施設とともに老朽化した公共施設を集約化する新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業の推進
- ◇ 公会堂のリニューアルなど、施設機能や利便性の向上及び施設の長寿命化を図るための計画的な公共施設の維持保全

② ともに支えあう地域社会を生み出す、「コミュニティ創生」プロジェクト

- ◇ コミュニティ住区を基盤として、住民協議会をはじめとする地域の市民・関係

団体等が連携し、協働して取り組む地域ケアネットワーク事業の拡充や、高齢者や障がい者など、災害時の要援護者を支援する地域サポートシステムの確立に向けた災害時要援護者支援事業

- ◇ 中学校区を単位として全市展開されている、保護者や地域の住民が参画するコミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展

「緊急プロジェクト」

③ あらゆる危機から市民の命と暮らしを守る、「危機管理」プロジェクト

- ◇ 東日本大震災の教訓を踏まえた、地域防災計画の改定、事業継続計画（BCP）の策定と防災マニュアルの整備、災害時の市災害対策本部の機能強化
- ◇ 地震に伴って発生した原発事故、鉄道の運休、停電、水道水や食品の汚染不安など市民生活に大きな不安と混乱をもたらした課題への取り組みに加え、自然災害から新型インフルエンザ等の感染症など、起こり得るあらゆる危機と多様な事態に対して、迅速かつ確実に対応するための市民の防災力と行政の危機管理能力の向上

(3) 重点プロジェクトとメリハリをつけた関連事業の設定

上記の「最重点プロジェクト」と「緊急プロジェクト」の候補のほか、「重点プロジェクト」の候補として、「子ども・子育て支援」、「健康長寿社会」、「生活のセーフティーネット」、「サステナブル都市」、「地域活性化」などの課題を中心に検討を進めます。

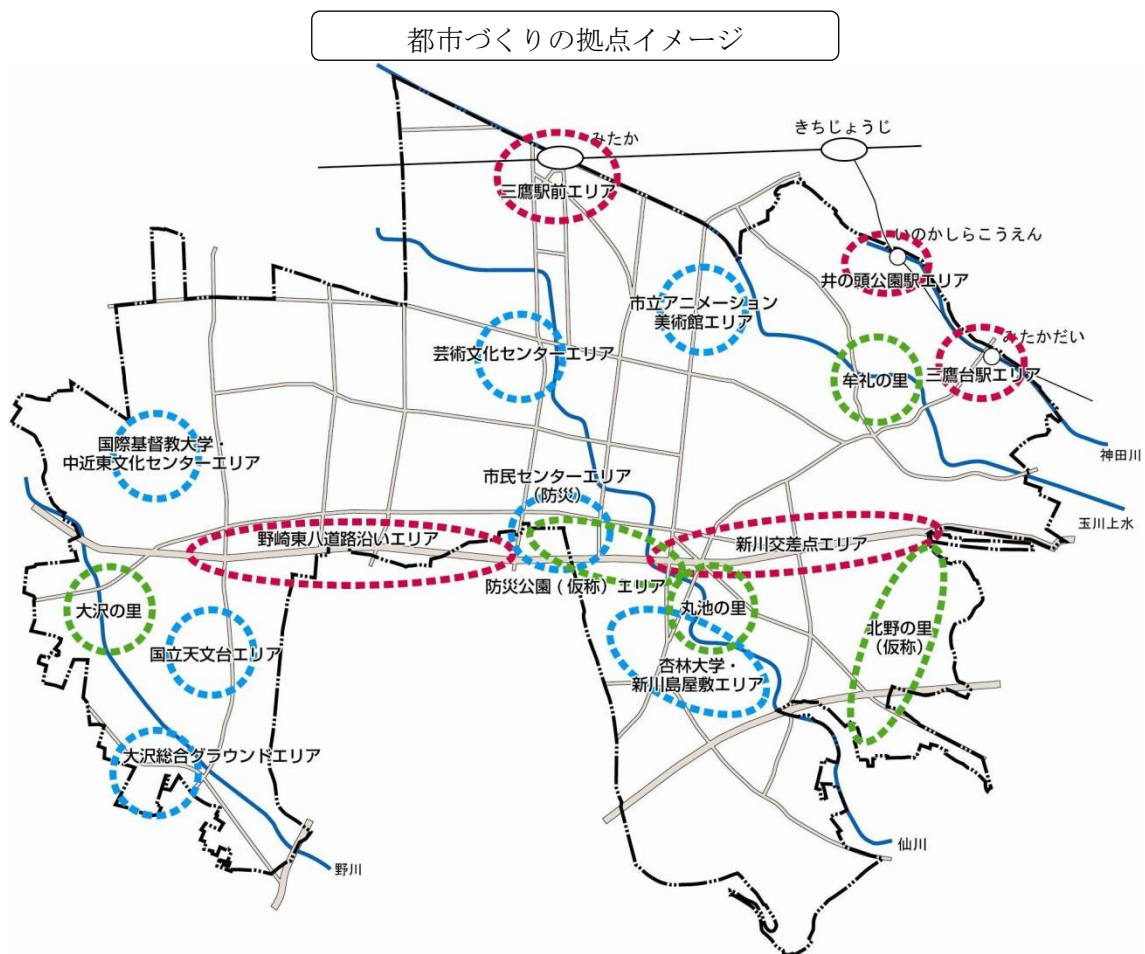
2 都市空間整備の基本的な考え方の方向性

今後、市の人口はしばらく増加傾向を示すとされていますが、将来確実に訪れる人口減少時代も見据えて、都市計画制度等を活用した都市の健全な発展と地域特性を活かした整備を図ることが一層重要となっています。

また、高度経済成長期に整備した都市基盤・都市施設が短期間に更新時期を迎える現代において、少子高齢化が進む社会構造とそれに対応するコンパクトなまちづくりや、低炭素化に向けた取り組みの推進など環境と共生を図る視点も取り入れて都市の持続可能性を高める取り組みを進めることが求められています。

さらに、市が平成 22 年度に実施した市民意向調査では、三鷹市民の定住意向は高まっています。都市空間の整備にあたっては、今後も「質の高いまち」＝「品格ある都市」を目指して、三鷹の都市としてのブランドイメージを高めていくとともに、都市の活力の維持向上を図ることも重要です。

これらの取り組みにより、全ての世代の人が安心して住み続けることのできる高環境・高福祉のまちづくりの整備が進むものと考えます。



(1) 「質」の高い「新たな都市空間」創出に向けて

東京外かく環状道路の建設に伴い周辺地域の将来像を構築することや、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）の整備、調布保谷線・東八道路の完成後のまちづくりなど、今後、大きく土地利用の展開が図られる地域での対応を検討するとともに、こうした事業によってもたらされるまちの変化を、「質」の高い「新たな都市空間」の創出につなげる取り組みとして進める必要があります。

現行計画において策定した「住環境整備ゾーン」、「自然環境整備ゾーン」、「活動環境整備ゾーン」の3つのゾーンについては、敷地面積の最低限度の指定や、高度地区の指定、特別用途地区の指定等により、それぞれの特性に応じた環境整備が着実に成果をあげてきましたが、安全・安心のまちづくりの観点から、防災空間としてのオープンスペース確保や、道路・河川等を防災軸とした都市の骨格形成と合わせ、木造密集住宅地域の改善など総合的なまちづくりにより都市基盤整備等を進めていく必要があります。

都市骨格の重要な要素である道路に関しては、バリアフリー化を図る道路の整備を進めるとともに、歩道の設置、自転車走行空間の整備、狭あい道路の拡幅などにより、通行する誰もが安全で安心して移動することができる交通環境を整

備する必要があります。加えて、コミュニティバス等の公共交通機関の充実、駐輪場整備など、過度のマイカー依存を見直し、環境にも配慮したサステナブル都市として質の高い交通環境創出のための都市基盤、都市施設の整備に取り組みます。

(2) 「質」の高い「緑と水の快適空間」の創造

「緑と水の公園都市」実現のために、市民・事業者・市が協働して緑と水の保全・創出に努める必要があります。現行の計画に位置付けられた、「骨格（軸）」、「拠点」、「まちづくりのゾーニング」の整備等について進捗状況の検証を行いながら、新たに生物多様性等への配慮や緑と水の保全・創出等の観点も交えて「量的増加だけでなく、緑の「質」の向上を目指し、緑と水の公園都市の実現を図る必要があります。そのためには、道路インフラを基礎とした「回遊ルート」に沿った緑化推進や、ふれあいの里をはじめとする公園整備などの「拠点」緑化に加え、市域全体に点在する小規模な緑地についても新たに貴重な資源として見直しを図り、緑の質的向上に向けた取り組みを進めます。

また、市内に多く残る生産緑地等の農地や雑木林について、都市計画法等の制度との連携を図るなど、新たな視点での保全策を検討し、三鷹らしい「質」の高い緑の空間の確保を図ります。

さらに、「まちの新たな拠点」として設置される新川防災公園（仮称）や、東京外かく環状道路事業の進展により市内に創出される北野の里（仮称）などの拠点や空間等について、新たな「コミュニティ創生」の拠点として、市民の交流と憩いの場となるように、既存の周辺環境との調和を図り、整備・活用に向けた取り組みを進めていくことが課題となっています。

(3) 「質」の高い「風景・景観」創出に向けて

三鷹市の目指すべき風景・景観像の実現に向けて、地域特性を踏まえた良好な風景・景観の誘導を行います。具体的には、神田川、玉川上水、国分寺崖線の景観基本軸については地域特性に適した風景・景観誘導の充実を図るとともに、市独自の取り組みとして、ふれあいの里をはじめとする風景・景観づくりの拠点となる区域の風景・景観誘導についても検討します。

コミュニティ住区ごとの風景・景観づくりについては、三鷹らしい風景・景観の構成要素である①自然の風景・景観、②農の風景・景観、③文化の風景・景観、④活動の風景・景観、⑤コミュニティの風景・景観を基本に、住区の風景・景観資源を加え、各住区の地域特性を活かした風景・景観づくりを進めます。

第5章 各施策の取り組みの方向性

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1 国際化の推進

取り組みの方向

外国籍市民にとって住みやすいまちは、あらゆる市民にとって住みやすいまちであるという視点に立ち、外国籍市民が地域の中で安全で安心して暮らせるまちを目指します。外国籍市民や専門家が議論し、提言する「みたか国際化円卓会議」の充実を図り、今後も新しい委員の加入等を通じて常に新たな視点での取り組みを推進するとともに、提言を施策に反映します。

財団法人三鷹国際交流協会の国際交流、国際理解、生活・教育支援等の事業の周知に努め、より多くの市民ボランティアや外国籍市民の参加を促進します。また、防災パートナーシップ協定に基づく「災害時外国人支援センター」機能を強化し、市の関係部署とのより一層の連携を図ります。

さらに、日本語の理解が十分でない児童・生徒に対する教育支援を推進するとともに、大学等と連携した外国籍市民支援の取り組みを検討します。

主要事業案

- ・みたか国際化円卓会議の充実
- ・財団法人三鷹国際交流協会との連携
- ・災害時・緊急時における災害時外国人支援センター機能の強化

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第2 平和・人権施策の推進

取り組みの方向

「積極的平和」の推進と「地球市民」としての自覚を育むため、地球市民講座等の事業や、関係団体やNPO等との連携を推進します。戦後65年以上が経過し、戦争の記憶を風化させることなく次世代に語り継いでいくため、市内の関連団体と協働し、平和事業を推進します。

また、子どもや高齢者、障がい者や配偶者、外国人等に対する差別・いじめ・虐待等を解消するため、人権意識の啓発や相談事業を推進します。

主要事業案

- ・「積極的平和」の推進と「地球市民」としての自覚を育む事業の実施
- ・「平和のつどい」を中心とした平和事業の推進

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第3 男女平等社会の実現

取り組みの方向

「男女平等参画条例」の趣旨を活かし、人権尊重の視点に立った男女平等社会の実現を目指します。配偶者暴力防止法や男女平等参画条例等の法令に基づき、暴力防止及び人権侵害防止に向け、市民・事業者に対し意識啓発を行うとともに、庁内各部課や関係機関とのネットワークによる対応の強化を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のために事業者等を含めた幅広い関係機関や団体と連携を図りながら事業等の推進に取り組みます。

主要事業案

- ・DV、セクハラ防止に向けた啓発・相談事業等の実施
- ・ワーク・ライフ・バランス実現のための事業等の推進

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第1 情報環境の整備

取り組みの方向

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針を改定し、地域情報化プラン 2022（仮称）の策定と推進を図ります。ICTの活用による安全・安心な地域社会の実現、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流の実現を目指すとともに、個人情報保護や情報セキュリティの確立、効率的で効果的なICTの活用を図ります。

また、地震などの災害時においても市民サービスの継続、早期復旧を行うことができるよう、ICT事業継続計画の活用と推進を図ります。さらに、学校におけるICT環境の整備と利活用の推進を図ります。

主要事業案

- ・地域情報化プラン 2022（仮称）の策定と推進
- ・ICT事業継続計画の推進と災害時における危機管理体制の強化
- ・情報関連産業の育成・誘致
- ・学校教育におけるICT利用環境の整備

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第2 都市型農業の育成

取り組みの方向

「農のあるまちづくり」を推進するため、農業従事者が抱える諸問題の解消を進めるとともに、農地を都市のオープンスペースとして確保するため、都市農地保全条例（仮称）の制定や、農地を保全するための農地バンクの創設を図ります。都市農地を、地産地消を支える緑の拠点だけでなく、災害時には避難場所となり食料の供給場所ともなる貴重な地域資源として活かす取り組みを進めます。

都市型農業の推進では、農業振興計画の改定と推進に取り組みます。また、農業経営基盤強化促進法に基づく農家の経営基盤の強化や農産物のブランド化事業等を促進し、都市農業のビジネスモデルの確立や、消費者ニーズに対応した都市型農業の育成について、農業関係団体等と協働で推進します。

主要事業案

- ・認定農業者制度の普及促進による農業経営の改善
- ・農産物のブランド化と観光農園事業の推進
- ・都市農地保全条例（仮称）の制定と農地バンクの創設
- ・地産地消の推進

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第3 都市型産業の育成

取り組みの方向

産業振興計画の推進に取り組み、高度な技術力、研究開発力を持つものづくり産業や、優れた情報・コンテンツ産業のほか、多様化が進む SOHO 事業者等、中小企業の経営基盤の強化を図り、民学産公の連携による「価値創造都市型産業」の振興を推進します。

また、SOHO 支援施策のより多様な推進を図るとともに、都市型産業誘致条例や都市計画的手法を活用し、市内事業者の支援と企業の誘致促進を図ります。また、付加価値の高い技術や産業を発掘・育成し、三鷹ブランドとして展開を図ります。

主要事業案

- ・都市型産業誘致条例に基づく企業誘致の促進と地域産業の活性化
- ・SOHO・起業支援事業の新たな展開と推進
- ・三鷹ブランドの展開支援

- ・みたか身の丈起業塾プロジェクトの支援
- ・コミュニティビジネス及びソーシャルビジネスの醸成

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第4 商業環境の整備

取り組みの方向

高齢社会の進展により独り暮らし高齢者など買物が困難な市民の増加が懸念されるなか、コミュニティ創生の一つとして、楽しみながら日常の買い物ができるように、商店街の活性化支援を充実させるとともに、商店会が実施するイベントや空き店舗を活用した新しい商店の誘致等、商業環境の活性化や観光事業と連携したにぎわいの創出を支援します。

また、三鷹らしい都市観光施策を進めるため、みたか都市観光協会や関係機関との協働により三鷹の森ジブリ美術館、国立天文台等の地域資源を活用し、「おもてなし」の心に満ちたまちづくりと三鷹のまちのブランド化を推進します。

主要事業案

- ・買物環境の整備
- ・空き店舗活用事業の検討
- ・むらさき商品券（市内共通商品券）事業の推進
- ・観光振興施策の推進

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第5 消費生活の向上

取り組みの方向

三鷹市の消費者相談件数は様々な消費者啓発活動の成果により減少傾向にあるものの、食品偽装等に加え、震災・原発事故の影響によって食の安全に対する市民の関心は高まっているため、国・東京都等とも連携して、消費者に対し、適切な情報提供や啓発等の取り組みを推進します。悪質商法等の被害防止にあたっては、周囲の見守り環境の整備や地域ケアネットワーク等を活用し、市民の安全・安心な暮らしを確保します。

また、経済の低迷に伴い雇用環境の厳しい状況が続くなか、市民の就労を支援するため、求職者のニーズを的確にとらえ関係機関と連携を図るとともに、市内の中小企業の魅力を発信し、若年層や団塊世代等の再就職といった雇用機会の拡大を図り、必要な人財の確保を図ります。

主要事業案

- ・消費者相談、情報提供の充実
- ・食の安全性等に関する情報提供の充実
- ・地域で支え合う消費者被害防止活動の推進
- ・就労支援の充実

第2部 魅力と個性にあふれた情報・活力のまちをつくる

第6 再開発の推進

取り組みの方向

市の表玄関となる三鷹駅前地区の再開発については、商業施設等の集積によるにぎわいの拠点としての整備を目指します。また円滑でだれにとっても安全な交通環境の整備や周辺環境へ配慮した駅前空間の整備に向けて、面的なまちづくりについて検討します。

三鷹台駅前周辺地区についても、市民との協働による「地区整備方針」の策定と、それに基づく事業の推進を図るなど、市民意見を聴きながら、まちの個性を活かしつつ良好な市街地の創出に努めます。

さらに都市基盤整備の観点から、駅周辺だけでなく、市域全体を視野に入れた都市再生の取り組みを進めるなかで、三鷹らしい風景・景観の保全や創出に努めながら、防災機能も高めた市民の安全と安心を守るまちづくりを進めます。

主要事業案

- ・三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の支援
- ・三鷹駅南口西側中央地区協同ビル建設事業の支援
- ・三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定
- ・新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業の推進
- ・市庁舎建替え等プランの検討

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第1 安全で快適な道路の整備

取り組みの方向

自動車交通量の変化や、低公害車や自転車交通の普及拡大などの社会情勢を踏まえ、都市の持続可能性を高めるために新たな交通環境と都市基盤整備としての道路のあり方を研究し、人や車・自転車等全ての通行者にとって安全で快適な都市空間の整備に取り組みます。また、防災や暮らしの安全、商工農業やまちの景観といった沿道の要素も含めた総合的なまちづくりの一環であるとの観点に立ち、地域特性に合った整備を進めます。生活空間の一部としての安全

な道路整備を進める一方で、広域的視点に立つ都市計画道路についても、適切な交通ネットワーク化を図り、整備を推進します。

東京外かく環状道路事業については、三鷹市のまちづくりと連携したものとなるよう国・都に対して強く要望を続け、参加と協働の取り組みのもと、道路空間を活用し、公園緑地空間等が創出できるよう働きかけます。

主要事業案

- ・ 主要幹線道路（東八道路・調布保谷線等）、幹線道路の整備の促進
- ・ 自転車走行空間の整備の促進
- ・ 東京外かく環状道路に関する調査・検討

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第2 緑と水の快適空間の創造

取り組みの方向

緑と水の基本計画 2022（仮称）に基づき、多様で幅広い取り組みを進めるとともに、国や都の計画や関連計画と連携を図り、民有地の緑の確保や生物多様性の配慮等、より実践的な施策の推進を図ります。

都市における緑の大きな要素となる公園については、新川防災公園（仮称）や、東京外かく環状道路事業に伴い新たに創出される緑の空間を有効に活用できる整備のあり方を検討し、新たなふれあいの里として「北野の里（仮称）」を位置付けていきます。また、NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会を軸として多様な活動主体と更なる連携の拡大を図り、緑にかかわる活動の日常化など市民生活への浸透を図ります。

持続可能性の高いまちを目指すため、公園管理に際して落ち葉の堆肥化など循環型の管理の導入や、生物多様性に配慮した施策の導入も進めます。

主要事業案

- ・ 緑と水の基本計画 2022（仮称）の策定
- ・ 日常も非常時も安全で安心な公園づくりの推進
- ・ NPO 法人花と緑のまち三鷹創造協会との協働の推進と活動の支援
- ・ 利用の少ない小公園を活用した市民主体による整備・管理の推進
- ・ 北野の里（仮称）の創出の取り組み

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第3 住環境の改善

1 住環境の改善

取り組みの方向

良好な住環境の形成や、魅力あるまちづくりの促進と地域環境を保全するため、まちづくり推進地区のほか、法定の地区計画制度の活用や特別用途地区の拡充、建築協定など地域特性に合った整備手法を活用したまちづくりの展開を図ります。地域特性を活かした三鷹らしい風景・景観を保全・創出するため、三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称）を策定して景観行政団体となるとともに、三鷹風景・景観づくり条例（仮称）を制定します。また、開発事業の景観誘導を適切に図るため、まちづくり条例を改正し、景観法と相互補完的に運用することで市民や事業者の積極的な参画を促す場と機会の創出に努めます。

空き家対策など安全な住環境についても検討を進め、地域の住環境を向上させるとともに、耐震診断や耐震補強事業の推進や老朽家屋の建替え推奨などまちの防災力向上や、バリアフリー化の観点も加えて地域のつながりを活かした三鷹ならではの良好な住環境の創出・保全に努めます。

主要事業案

- ・三鷹風景・景観づくり計画 2022（仮称）の策定及び三鷹風景・景観づくり条例（仮称）の制定
- ・まちづくり推進地区や地区計画制度の活用
- ・災害に強い住宅地の形成・耐震改修促進計画の推進による公共施設の耐震化の向上
- ・バリアフリーのまちづくり推進
- ・高齢者等の居住支援や住み替え支援、空き家・老朽家屋対策等を含めた住宅施策の推進

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第3 住環境の改善

2 安全安心のまちづくり

取り組みの方向

市民一人ひとりが「自分たちのまちは自分たちで守る」という防犯意識を持ち、市民・事業者・関係機関が協働して地域の防犯力向上を目指して、安全で安心な暮らしができるまちの創造を図ります。

また、放火等の犯罪の発生が懸念される空き家問題に対して、市内外の関係機関が連携して取り組みを進めるとともに、緊急情報配信ツールの活用のほか、

地域コミュニティを活用し、地域の安全意識の向上を推進します。

市の危機管理体制の強化としては、地震や風水害等への対応力強化を図るため、防災関係機関と連携した組織力強化を検討します。

主要事業案

- ・ 安全安心、市民協働パトロール体制の拡充
- ・ 防犯カメラの設置等への支援
- ・ 市内民間交通事業者と連携した安全対策の拡充

第3部 安全とうるおいのある快適空間のまちをつくる

第4 災害に強いまちづくりの推進

取り組みの方向

東日本大震災では、地震だけでなく、津波や原発被災による放射能漏れなどといった、他の要因による被害も多く発生しました。こうした結果を踏まえ、災害発生時における市民生活への影響を最小限に抑えるため、危機管理体制の見直し等を行います。

また、震災時に、災害対策本部から市内へ提供される情報だけでなく、避難所の情報や、要援護者情報の共有も視野に入れ、コミュニティ創生の一環として、地域防災ネットワークの構築と災害時要援護者対策を確立し、地域防災力を強化します。

さらに、市の総合的防災力の向上のため、災害時の災害対策本部の迅速かつ的確な活動及び指揮能力向上に向け、災害情報システムを備えた本部活動拠点となる防災センター（仮称）の整備や、井の頭地域等、火災による被害拡大の危険度が高い地域の延焼遮断空間の確保を図ります。

主要事業案

- ・ 新川防災公園（仮称）と災害対策本部活動拠点となる防災センター（仮称）の整備と危機管理体制・組織の強化
- ・ 地域防災計画の改定と防災マニュアルの整備、事業継続計画の策定と推進
- ・ 災害時要援護者避難支援プランの推進と避難支援計画の策定
- ・ 災害情報システム（仮称）の検討
- ・ 地域防災ネットワークの構築
- ・ 緊急輸送道路沿道の建築物の耐震化の促進
- ・ 木造密集地域の耐震化等の整備に向けた調査の実施

第3部 安全とおいしいのある快適空間のまちをつくる

第5 都市交通環境の整備

取り組みの方向

誰もが安全で安心して快適に移動できる公共交通環境の整備を目指して、地域公共交通活性化協議会を中心として三鷹ならではの総合的な交通計画である地域公共交通総合連携計画を策定します。

誰もが安全に移動する権利が保障されるよう、路線バスを補完する地域特性に合ったコミュニティバスの運行の取り組みを進めます。また、個人所有の自動車減少、健康志向の高まりに応じた自転車利用の拡大に対応して、歩行者を含めた多様な交通手段の安全な住み分けに向けた調査・研究を進め快適な移動空間としての交通環境の整備に努めます。

主要事業案

- ・地域公共交通総合連携計画（仮称）の策定と推進
- ・交通弱者（高齢者・障がい者・乳幼児と保護者等）の移動権の保障
- ・安全な自転車利用に向けた教育・啓発及び警察と連携した対策の強化
- ・都市再生に伴う公共施設配置の変更にも対応したコミュニティバスを含む公共交通網の検討

第4部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第1 環境保全の推進

取り組みの方向

地球温暖化などの環境問題が次世代に影響を及ぼさないようにするため、新エネルギーの研究と活用の推進を図り、環境への負荷を低減し地球温暖化対策を実行します。環境保全の推進では、環境基本計画の改定及び推進により新たな環境保全活動に取り組むだけでなく、経済や社会問題を解決していくサステナブル都市の実現を目指します。

さらに、市民の健康、安全及び快適な生活環境の確保に向けて、公害発生原因を抑制するために、各種発生源対策を強化するとともに、公害の監視体制や指導体制等をより一層整備します。

また、原発事故による放射性物質への対応にあたっては、市民の安全確保のための情報公開等について、国・都に対し強く要請するとともに、市独自の測定と市民への情報提供等の取り組みを進めます。

主要事業案

- ・環境基本計画 2022 及び地球温暖化対策実行計画（第3期）の策定・推進

- ・サステナブル都市実現に向けた研究・推進
- ・公共施設の建設・改修等における CO2 排出抑制を進める「エネルギーコスト・マネジメント」の推進
- ・太陽光発電等を取り入れた「エコハウス」・「スマートハウス」の研究・推進

第 4 部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第 2 資源循環型ごみ処理の推進

取り組みの方向

ごみの分別収集や家庭系ごみの有料化の実施等により、市民のライフスタイルが改善する機運もみられ、ごみの減量や資源化が進んでいます。ごみの減量・資源化施策を徹底し、ごみの発生抑制に向け市民・事業者との取り組みを進めます。分別排出については、その重要性を啓発し、資源物の質や量の向上を図ります。

また、まちの美観を維持し、快適な生活環境をつくり出すため、まち美化パトロールによる不法投棄の防止やごみ出し指導等によるマナー・モラルの向上、市民との協働による啓発活動により、身近なところからまちの美化を推進します。

新ごみ処理施設については、ふじみ衛生組合を事業主体として、新ごみ処理施設整備基本計画（平成 18 年 3 月）に基づき、平成 25 年度の施設稼働を目指します。施設稼働後は、その発電機能を十分に活かし新川防災公園・多機能複合施設（仮称）や市民センターで積極的活用を図ります。

主要事業案

- ・ごみ処理総合計画 2015 の改定と推進によるごみ発生排出抑制の推進
- ・新ごみ処理施設の整備、運営と発電機能の活用
- ・三鷹市環境センターの適切な運営と跡地の有効利用
- ・ふじみ衛生組合立リサイクルセンターの整備・更新に向けた検討

第 4 部 人と自然が共生できる循環・環境のまちをつくる

第 3 水循環の促進（上下水道）

取り組みの方向

市の水道事業は平成 24 年度に東京都と統合しますが、安全安心のまちづくりの観点から非常時の飲料水確保のための応急給水体制の充実に努めます。

また、水は限りある貴重な資源であることから、雨水浸透ます、透水性舗装、道路雨水貯留浸透施設の設置など環境に配慮した水資源涵養型のまちづくりと、市民に対する啓発などを中心とした節水型のまちづくりを推進します。

引き続き安定した下水道経営とサービスの提供を目指し、下水道施設の点検・調査を実施しながら、ライフサイクルコストの適正化や施設の長寿命化の観点を踏まえた計画的な改築・更新を進めるとともに、都市型水害対策や施設の耐震化など災害に強い下水道の構築を図ります。さらに、市内下水処理区の再編成を進め、東京都流域下水道への編入に向けて取り組みます。

主要事業案

- ・非常時の応急給水体制の充実
- ・三鷹市下水道経営計画（仮称）の策定
- ・三鷹市下水道再生計画（下水道長寿命化計画）（仮称）の策定と推進
- ・三鷹市下水道再生計画（下水道地震対策整備計画）の推進
- ・都市型水害対策の推進

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第1 地域福祉の推進

取り組みの方向

地域の絆を深める「コミュニティ創生」の取り組みの一環として、地域に暮らす人々が、つながり、支え合うための新しい「共助」の仕組みづくりとして、地域ケアネットワークの拡充や、災害時に高齢者や障がい者などの要援護者を支援する体制の確立に向けた取り組みを進めます。

また、新川防災公園（仮称）とともに整備される多機能複合施設を活用し、福祉・保健・医療等の連携を図りつつ、地域の課題を早期に発見し、適切に解決できるよう、地域の人財を育成し、活動への参加促進を図るとともに、市民と行政、専門機関の協働の取り組みを進め、温もりのある地域社会の実現を目指します。

主要事業案

- ・地域ケアネットワークの全市展開に向けた取り組み
- ・災害時要援護者支援事業の推進
- ・傾聴ボランティアや市民後見人等の各種福祉人財の養成と充実

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第2 高齢者福祉の充実

取り組みの方向

誰もが住みなれたまちで安心して暮らし続けることができるよう、高齢者の在宅支援や介護予防事業の推進に努めるとともに、介護と医療の連携の強化を

図ります。また、今後も高齢者の単身世帯や高齢者のみの世帯の増加が見込まれることから、地域から孤立することがないように、地域住民との交流を進めるとともに、高齢者の見守り活動を充実させるなど、「コミュニティ創生」に取り組みます。

さらに、団塊世代の高齢化に伴い元気な高齢者が増加することも見込まれることから、活動できる場と機会の提供など、健康長寿に向けた高齢者の社会活動の推進を図ります。

主要事業案

- ・ 介護と医療の連携強化
- ・ 高齢者の見守り活動の充実
- ・ 高齢者の社会活動の推進

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第3 障がい者福祉の充実

取り組みの方向

障がい者の人権が尊重され、社会の一員として地域の中で個性を活かしつつ安心して生活できるまちづくりを目指すとともに、行政と NPO・民間事業者等との適切な役割分担に基づく協働の取り組みを進め、障がい者のニーズに対応した支援ネットワークの充実を図ります。

また、北野ハピネスセンターについては、幼児部門を新川防災公園（仮称）とともに整備される多機能複合施設に移転し、子どもの発育・発達に関する専門的な支援を行います。なお、成人部門のあり方についても検討していきます。

主要事業案

- ・ 関係機関、民間事業者と協働した障がい者自立支援事業の推進
- ・ 北野ハピネスセンター幼児部門の移転及び対象年齢の拡大
- ・ 障がい者就労支援事業所等の整備に対する助成

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第4 生活支援の充実

取り組みの方向

近年における厳しい経済・雇用情勢の影響もあり、生活保護受給世帯も増加傾向にあります。市民に安心できる生活を提供するため、今後も、生活保護や住宅手当及び緊急融資などといった生活支援事業を実施していきます。それに加え、生活保護受給世帯の自立を促すため、自立支援プログラムを拡充し、就

労自立だけではなく、社会生活や日常生活の自立のために健康管理や金銭管理及び不登校や引きこもり状態にある子ども・若者への支援も行い、地域のセーフティーネットとしての役割を果たします。

それとともに、買い物弱者となっている地域住民の生活環境向上のために、週に2、3日配達のある、生活協同組合の配達事業の縮小版のような買い物支援を実施していきます。

また今後、後期高齢者医療制度の廃止と、それに伴い予定されている、新制度施行へ向け、市民サービスが低下しないよう、相談体制の確立を図るとともに、国民健康保険の安定的な運営のため、財政の健全化を図ります。

主要事業案

- ・自立支援プログラムの拡充
- ・生活保護の適正実施
- ・「住宅手当・緊急融資」など低所得者・離職者対策事業の実施

第5部 希望と安心にみちた健康・福祉のまちをつくる

第5 健康づくりの推進

取り組みの方向

少子高齢化が進行する中で、健康寿命の延伸を目指して新川防災公園（仮称）とともに整備される多機能複合施設を元気創造拠点として有効に活用します。あわせて、保健・医療・福祉の連携を図りながら、関係機関と協働して市民のライフステージにあわせた多様なサービスを提供します。各種感染症等に対する危機管理対策を進めるとともに、地域での健康づくり事業を推進します。

また、妊婦・乳幼児健康診査や各種任意予防接種等の公費助成など、妊娠中からの一貫した支援のもと安心して子どもを産み育てることができるよう、引き続き母子保健の充実に取り組みます。

主要事業案

- ・健康寿命延伸に向けた総合的な健康づくりの推進
- ・多機能複合施設を活用したサービスの提供
- ・母子保健の推進や各種任意予防接種等の公費助成の実施
- ・各種感染症等に対する危機管理対策の推進

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第1 子どもの人権の尊重

取り組みの方向

三鷹子ども憲章及び子育て支援ビジョンに基づき、子どもたちを地域全体で育む環境整備を進めるため、地域の子育て力の向上に資する人財育成に取り組みます。

また、児童虐待等の防止・早期発見、対応に向け、関係機関との連携を強化するとともに、子ども家庭支援センター機能の充実など、子どもや家庭を取り巻く問題の本質をとらえ、解決に向けて取り組みます。

さらに、子どもの健やかな成長の基本となる「食」に注目し、学校や保育園等と連携しながら食育の推進を図ります。

主要事業案

- ・児童虐待等の防止及び早期発見・対応に向けた取り組み
- ・サポートリーダーの育成をはじめとする、地域の子育て人財の育成
- ・子ども・若者支援に向けた児童館機能の拡充

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第2 子育て支援の充実

取り組みの方向

少子化・核家族化が進行するなかで、子育てに関する親の不安や悩みなどを解消するため、ひろば事業や子育て相談等を拡充するとともに、ワーク・ライフ・バランスの推進を踏まえた男性の育児参加支援など、在宅子育て支援の強化に取り組みます。あわせて、待機児童の解消及び多様な保育ニーズへ対応するため、行政と事業者等が連携しながら保育施設を拡充します。

また、中高生等の青少年や若者の居場所と社会参加につながる機会を提供するとともに、不登校や引きこもりなど、さまざまな問題を抱えている子どもや若者等を支援します。

主要事業案

- ・ひろば事業や子ども家庭支援センターによる在宅子育て支援の拡充
- ・待機児解消に向けた保育定員の拡充
- ・保育園等における災害時の危機管理体制の構築
- ・幼稚園における小学校低学年まで拡大した預かり保育等の検討

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第3 魅力ある教育の推進

取り組みの方向

新たに策定する教育ビジョン2022（仮称）に基づき、「人間力」「社会力」をはぐくむ教育活動を充実し、三鷹の子ども一人ひとりがそれぞれのニーズに応じてよりよく育つ教育の展開を図っていきます。

また、教育支援プラン2022（仮称）に基づき、障がいのあるなしに関わらず、次代を担う人として育っていくことを支援するため教育支援を推進します。

地域とともにある学校づくりを目指し、コミュニティ・スクール委員会との連携・協働により、地域人財の育成・確保に取り組みながら、家庭と地域、学校の連携を進め、コミュニティ・スクールの機能と三鷹市の特色ある教育の充実を図ります。

主要事業案

- ・教育ビジョン2022（仮称）及び教育支援プラン2022（仮称）の策定と推進
- ・コミュニティ・スクールを基盤とした小・中一貫教育の充実と発展
- ・多様な教育的ニーズに対応する個に応じた指導・教育支援の推進
- ・アントレプレナーシップ教育（起業家教育）を中心としたキャリア教育の充実
- ・学校を支援する地域人財の育成と組織化の支援

第6部 いきいきと子どもが輝く教育・子育て支援のまちをつくる

第4 安全で開かれた学校環境の整備

取り組みの方向

学校施設は、児童・生徒にとって学習の場であるとともに多くの時間を過ごす場でもあります。大規模災害の発生時には、地域の防災拠点としての機能を果たす場でもあるため、耐震補強や建て替えを含め、計画的な改修工事を実施します。また、帰宅困難者の連絡方法等の改善を含め、災害発生時の体制づくりの充実を図ります。

また、学校と地域社会の双方からの協働を推進し、地域に開かれた学校環境を整備します。

学校給食の充実と効率的な運営を図るため、学校給食による食育の推進と設備のドライ化などの改善を行うとともに、給食調理業務の委託化を推進します。

主要事業案

- ・学校施設の大規模改修工事の計画的な実施
- ・学校における災害時の危機管理体制の構築と防災拠点としての機能強化

- ・空調設備の整備
- ・開かれた学校環境の整備
- ・学校給食調理業務の委託化の推進
- ・放課後対策事業の推進

第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第1 生涯学習の推進

1 生涯学習

取り組みの方向

新たに策定するみたか生涯学習プラン 2022（仮称）に基づき、『いつでも、どこでも、だれでも、そしていつまでも』学ぶことができるような環境づくりを継続しつつ、学習効果を地域社会に還元する仕組みづくりを推進していくことで、「知の循環型地域社会の構築」を目指します。

社会教育会館は、新川防災公園（仮称）とともに整備される多機能複合施設に移転します。他の施設・機関との連携を図りつつ、新たな生涯学習の拠点として、生涯学習を推進していきます。

三鷹ネットワーク大学との連携強化については、まちのシンクタンクとしての役割を担う同大学との協働を進めるなかで、教育・研究機関等の知的資源が地域社会に還元されるよう、高度な生涯学習の機会の提供を進めます。

主要事業案

- ・みたか生涯学習プラン 2022（仮称）の策定と推進
- ・新たな生涯学習の拠点整備
- ・三鷹ネットワーク大学との連携・協働の推進
- ・生涯学習のまちづくりに資する人財の育成及び活用
- ・家庭・学校・地域との連携による生涯学習の推進

第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第1 生涯学習の推進

2 図書館活動

取り組みの方向

市民のライフスタイルの変化によるニーズの多様化、インターネットの普及に伴う電子媒体の増加など、図書館に求められるサービスの変化に対応した図書館サービスの向上に取り組みます。

公益財団法人アジア・アフリカ文化財団との協働による南部図書館（仮称）の整備をはじめ、各図書館、移動図書館、コミュニティ・センター図書室や学校図

書館とのサービス網を整備することにより、市民の利便性の向上を図ります。また、図書館サービス網の強化の視点から移動図書館の活用を図る中で、下連雀図書館は廃止します。

「みたか子ども読書プラン 2022（仮称）」を策定・推進し、子どもが読書に親しむ環境づくりを推進していきます。

主要事業案

- ・南部図書館（仮称）の整備
- ・コミュニティ・センター図書室との連携
- ・みたか子ども読書プラン 2022（仮称）の策定と推進
- ・さらなる学びと活動に関する情報拠点機能の充実
- ・図書館ボランティア事業の推進
- ・子どもと絵本プロジェクトとの連携

第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第2 市民スポーツ活動の推進

取り組みの方向

健康長寿社会の実現を目指し、新川防災公園・多機能複合施設（仮称）整備事業の中で、健康・スポーツの拠点施設の整備を図るとともに、いつでも、どこでもスポーツに親しむことができる地域スポーツ活動の振興とスポーツ団体等の育成・支援を推進します。

また、地域活性化や観光施策との連携を図りながら、スポーツ祭東京 2013 を開催します。

主要事業案

- ・健康長寿のためのスポーツ環境の整備
- ・健康・スポーツの拠点施設の整備
- ・民間事業者等による施設管理とスポーツ施策の展開
- ・「総合型地域スポーツクラブ」の支援と拡充
- ・スポーツ祭東京 2013 の推進と地域活性化・観光施策との連携

第7部 創造性と豊かさをひろげる生涯学習・文化のまちをつくる

第3 芸術・文化のまちづくりの推進

取り組みの方向

芸術・文化の振興を目指し「文化の薫り高い三鷹」を実現するため、市の様々な文化施設を活用し、芸術文化活動への支援や優れた芸術文化の鑑賞機会の提

供を図るとともに、地域資源を活かした芸術文化のまちづくりの推進や拠点となる施設から広がりのある事業展開を図ります。

また、地域文化財の保護・活用を図るため、大沢の里水車経営農家の公開事業などの「エコミュージアム事業」を市内全体で推進します。さらに、太宰治をはじめとするゆかりの文化人のほかに、三鷹関連のコンテンツを発掘、活用するなど、みたか都市観光協会等との連携を図り、観光施策と連携した芸術・文化事業を展開します。

既存の文化施設の保全・活用については、利用者の利便性と美観を考慮し、長期的な計画に基づいた取り組みを進めます。

主要事業案

- ・市立アニメーション美術館を活かしたまちづくりの推進
- ・みたか・子どもと絵本プロジェクトの推進と図書館との連携
- ・観光施策と連携した芸術・文化事業の実施
- ・「エコミュージアム事業」の推進

第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進

取り組みの方向

地域の多様な課題を、新たな共助や協働によって解決していくコミュニティ創生の取り組みを進めます。その取り組みにあたっては、市、住民協議会、町会・自治会等地域自治組織、NPO 法人、各種事業者などの多様な主体が協働・連携し、地域のつながりや支え合いを深めるため、相互のネットワークを充実させます。

また、がんばる地域応援プロジェクト等による、地域課題の解決や活力を生み出す事業へ支援することでコミュニティ活動を推進するとともに、多様化する市民ニーズへの対応を図るため、三鷹のまちづくりを支える人財の育成や高齢者福祉、環境問題などを民学産公の協働により進めていきます。

主要事業案

- ・コミュニティ創生の推進
- ・市民参加の推進やNPO等市民活動支援等のあり方の検討
- ・地域の人財育成の推進
- ・健康長寿のための活動促進

第8部 ふれあいと協働で進める市民自治のまちをつくる

第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立

取り組みの方向

国の制度改正等による権限移譲への適切な対応や自治基本条例に基づく地方分権の推進を図るとともに、新たな行財政改革アクションプラン2022(仮称)の策定と推進に取り組み、「更なる選択と集中」による持続可能な自治体経営の確立を図ります。

また、公共施設維持・保全計画の策定等による「ファシリティ・マネジメント」の推進とともに、施設の所有や利用形態を最適化する「公的資産のマネジメント」(PRE—Public Real Estate)の確立を進めます。

主要事業案

- ・行財政改革アクションプラン2022(仮称)の策定と推進
- ・提案型アウトソーシングの導入と推進
- ・コンビニ等の民間を活用した行政サービスの充実と民間委託の拡大
- ・コミュニティ・センター等の管理運営のあり方の検討
- ・公共施設維持・保全計画2022(仮称)の策定・推進とPRE戦略の確立
- ・新川防災公園・多機能複合施設(仮称)の管理のあり方と関連部局等の見直しの検討

第4次三鷹市基本計画策定に関する 基本的方向（討議要綱）

平成 23 年6月

三鷹市

企画部企画経営課

〒181-8555 東京都三鷹市野崎 1-1-1

tel 0422-45-1151 内線 2112・2113

fax 0422-48-1419

E-mail:kikaku@city.mitaka.tokyo.jp

（ご意見・ご感想をお寄せください。）

この冊子は庁内で印刷・製本しています。